

専門学校設置認可について（案）

1 申請内容

- | | |
|-------------|--|
| (1) 学校名 | 南和広域医療組合南奈良看護専門学校※ |
| (2) 位置 | 吉野郡大淀町大字福神7番地の1 |
| (3) 設置者 | 南和広域医療組合※ |
| (4) 設置目的 | 看護師として必要な知識及び技術を教授し、看護専門職として社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。 |
| (5) 開設の時期 | 平成28年4月1日 |
| (6) 課程 | 医療専門課程 |
| (7) 学科 | 看護学科 |
| (8) 修業年限 | 3年 |
| (9) 年間授業時数 | 1,000時間 |
| (10) 1学年の定員 | 40名 |
| (11) 教員数 | 専任 9名 |
| (12) 経費等 | 授業料、入学料及びその他を収入とし、これらを支出に充当する。なお、支出にあたって不足が生じた場合は、南和広域医療組合が負担する。 |
| (13) 専用校舎面積 | 1,908.96㎡ |

○ 設置者は、「南和広域医療組合」であり、南奈良看護専門学校以外に、南奈良総合医療センター、五條病院、吉野病院を管理する。

※ 南和広域医療組合は、地方公営企業法の適用を受け、平成28年4月1日から「南和広域医療企業団」と名称変更の予定である。それにより学校名は、「南和広域医療企業団南奈良看護専門学校」とすべきところであるが、現時点では旧名称のまま申請し、4月に改めて名称変更をする予定である。

2 検討結果

学校教育法及び専修学校設置基準に照らしたところ、いずれも別添審査表のとおり審査基準を満たしており、適切である。

南和広域医療組合南奈良看護専門学校の設置認可基準の審査表

法的基準	申請内容	判定
【目的】職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とした教育施設 (学校教育法 第124条)	看護師として必要な知識及び技術を教授し、看護専門職として社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。	○
【修業年限】1年以上 (学校教育法 第124条1号)	3年	○
【授業時数】1年間にわたり800時間以上 (学校教育法 第124条2号) (専修学校設置基準 第16条)	年間平均 1,000時間 (3年間で3,000時間)	○
【人数】教育を受ける者が常時40人以上 (学校教育法 第124条3号)	1学年40人、総数120人	○
【課程】高校教育の基礎の上にならって教育する (学校教育法 第125条第3項)	入学資格者が高校卒又はこれと同程度	○
【設置者】国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。①経済的基礎を有する。②知識又は経験を有する。③社会的信望を有する。 (学校教育法 第127条)	南和広域医療組合が設置者	○
【教員数】81人～200人までは、 $3 + (\text{生徒数} - 80) / 40$ 、うち専任は半数以上3人を下らない (専修学校設置基準 第39条)	専任 9人 [$3 + (120 - 80) / 40 = 4$]	○
【教員の資格】 (学校教育法 第9条) (専修学校設置基準 第41条)	・学校教育法第9条に該当しないことを誓約する宣約書あり。 ・別添履歴書どおり有資格者である。	○
【校舎面積】41人以上は、 $260 + 3.0 \times (\text{生徒数} - 40)$ (専修学校設置基準 第45条)	専用 1908.96 m ² [$260 + 3.0 \times (120 - 40) = 500$]	○

奈良県教育委員会指令教学第〇〇〇〇号

南和広域医療組合管理者 殿

平成27年11月13日付け南広医第131号で申請のあった
南和広域医療組合南奈良看護専門学校の設置については、
学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第130条
の規定により認可します。

平成28年3月〇〇日

奈良県教育委員会